

徳島県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定に基づき資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年八月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
来代正文 長尾哲見	来代正文後援会	平成三十一年 二月二十五日 平成三十一年 四月二十九日